

九都県市は危険な盛土等に伴う災害防止に向けた周知啓発活動を実施します

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、危険な盛土等による災害の防止を推進するため、連名で作成したチラシを配布し、土地所有者および工事主等に対して、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制制度を改めて周知する啓発活動を実施しますので、お知らせします。

1 背景・目的

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となり、令和4年に改正された宅地造成及び特定盛土等規制法（通称 盛土規制法）について、不法盛土等による災害防止のため、法制度の周知を一層推進する必要があります。

また、土砂の移動は都県を越えて行われる場合があることから、九都県市が連携して取り組むことが重要です。

2 対象者

土地所有者および工事主等

3 周知啓発内容

令和8年7月から九都県市連名によるチラシを対象者へ配布し、盛土規制法について理解を求める。

4 周知方法

- ・業界団体を通じた周知
- ・各都県市のホームページを通じた周知

5 その他

本取り組みは、令和7年4月に九都県市首脳会議に設置した「盛土規制法の適切な運用に向けた検討会」の一環として推進しています。

検討会の状況については、令和8年4月23日に開催した第89回九都県市首脳会議において最終報告しています。詳細は九都県市首脳会議ホームページをご参照ください。

【URL】 <https://www.9tokenshi-syunoukaigi.jp/activity/meeting/2026/>

